

開門問題について考える

諫早湾干拓事業が果たしている効果や役割を見たうえで、潮受堤防の排水門の開門問題について、地元の方はどのような疑問や不安を持ち、なぜ開門すべきではないと言われているのか一緒に考えてみましょう。

1. 諫早湾干拓事業の効果

(1) 干拓によって地域にもたらされている 防災効果

「高潮被害の防止」



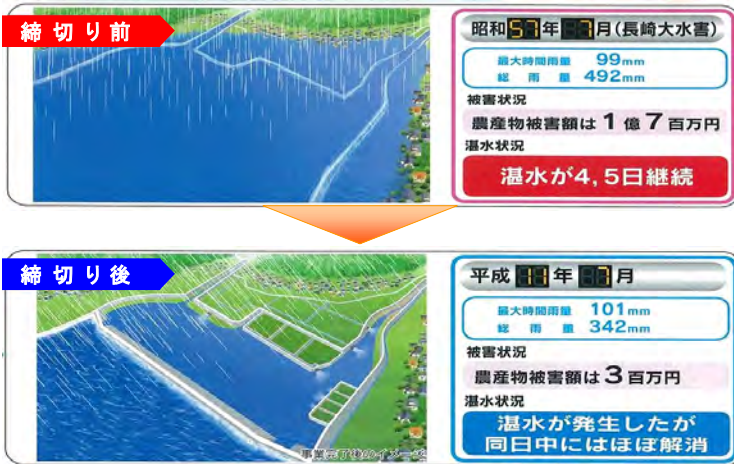
参考: H16台風襲来時の状況



諫早湾干拓 位置図

① 事業完成後は、高潮被害は一度も発生していません。

「洪水被害の防止」



② 調整池の水位を平均海面より1m低く管理することで、大雨時でも、標高の低い周辺地域の水はスムーズに調整池に流れ込み、浸水被害を抜本的に改善しています。これにより、毎年のように発生していた床下浸水は、ほとんど起きなくなり、道路が冠水したとしても、速やかに解消されるようになっています。

「排水不良の改善」



③ 締切り前は、樋門の前にガタ土が堆積して周辺地域からの排水の支障となり、ちょっとした雨でも一帯が水浸しとなっていました。締切り後はガタ土の堆積がなくなり、スムーズな排水が可能となりました。

(2) 営農効果

1) 干拓によってできた新たな農地での営農

小江干拓地のきく大型ハウスと従業員の車の列



大型機械による収穫状況
(キャベツ収穫機)



- ① 新しく出来た干拓地では、調整池の水を利用し、濁水の心配をすることなく、現在、39の経営体が、農薬や化学肥料を極力使わない環境にやさしい農業を展開しており、出荷された農作物は、市場から高い評価を得ています。
- ② また、大規模ハウス栽培や集出荷施設、大型農業機械など、先駆的な大規模経営に約41億円が投資され、若い農業者が育つとともに、700人を超える雇用を創出しています。

2) 干拓によって優良農地になった旧干拓地での営農



釜ノ鼻地区における循環かんがいの状況

- ① 旧干拓地は、これまで地下水を水源としていたことで深刻な地盤沈下が問題となっていました。潮受堤防締切りにより、これまで塩水であった潮遊池が淡水化したことで、この水を農業用水として利用するようになり、現在では、地盤沈下が沈静化しています。



旧干拓地で作付けされている主な畑作物

- ② また、排水が改善されたことで、様々な作物が作れるようになり、畑作物の作付け規模も拡大しています。

3) 諫早湾における漁業の状況

日本一を受賞した小長井町のかき「華漣(かれん)」



完全手掘りのプリプリなアサリ



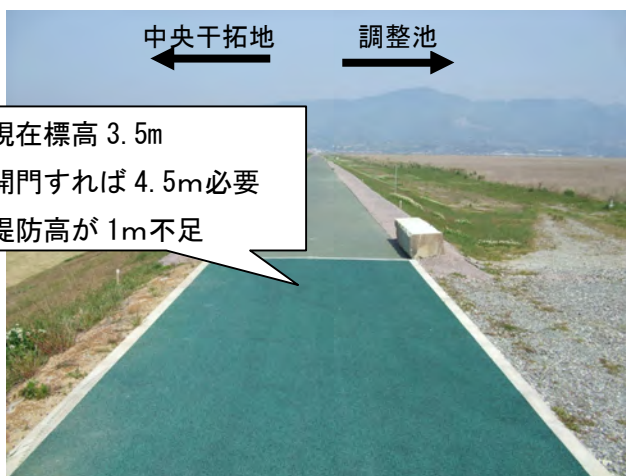
- ① 諫早湾内の漁業者は、事業後の新たな環境に応じたカキ、アサリを中心とした漁業に取り組みされており、日本一のカキが生産されるまでに成果があがってきているところです。

2. 開門の影響と対策

開門すれば、地元の防災、農業、漁業等に甚大な影響・被害が生じることが、国が行った環境アセスメントにより明らかになっています。

開門の影響と、国が行おうとしている対策とその問題点について、一緒に考えてみませんか。

(1) 防災への影響と対策の問題点 「新干拓地の内部堤防高の不足」



内部堤防（中央干拓）

- ① 干拓事業により造られた内部堤防の高さは、調整池の水位を標高-1.0mに管理することを前提として、高さ 3.5m で整備されていますが、全開門すれば、内部堤防の高さは 4.5m 必要になります。
- ② 国は、潮受堤防の排水門の開度を制限して、調整池の水位を今と同じ-1.0mで管理する開門を行うとして、内部堤防の対策は必要ないとしています。開門を求める方々は最終的には全開門を求めており、国が示す開門方法に止まる根拠はありません。

「山田川の河川堤防高の不足」



- ① 雲仙市にある山田川は、河川改修が進められ、堤防高は内部堤防と同じ標高 3.5m で整備されています。この堤防の背後には、多くの住宅が建っています。
- ② 開門すれば、内部堤防と同様に堤防の嵩上げが必要になりますが、国は、その対策を示していません。

「旧干拓地の既設堤防崩壊の危険」



天端被覆において約10cmのクラックが発生。また、縦方向に7cmの沈下



パラペット部に19cmのズレ

- ① 既設堤防は、ガタ土の上に栗石や粗朶（そだ）を敷き、その上に建設されており、建設後50年以上が経過し、全線にわたり亀裂や沈下、ズレ、法面のはらみ、傾斜などが発生しています。
- ② 国は、ひび等を補修するなどの対策を示していますが、沈下や傾きが起きている中、ひび等の

補修程度で堤防の安全性を確保できるか疑問です。

「排水不良による洪水拡大の危険」

潮受堤防を開門すると、

- ① 農地に海水が入らないよう樋門を閉じる必要がある。
- ② 溜まった水は、新たにポンプを設置して排水する。

雨天時の増水分はポンプの能力が足りないため樋門を開ける必要があるが…

- ・海水が入ってくる可能性があるため、いつでも開けられるわけではない。
- ・昼夜を問わない、雨が降る中での開閉作業は危険を伴う。
- ・海水侵入を防止するためには約300の樋門や樋管の管理が必要。

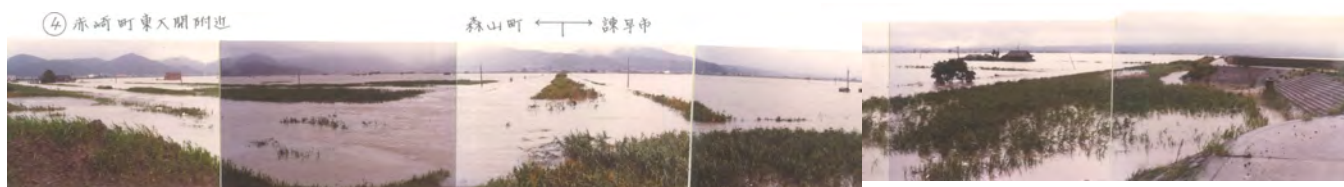
「開門すると…」

調整池が淡水から海水に変化
農業用水として使えない

速い流れが発生
周辺に濁りやガタ土が広がる

ここからは開門した場合の影響と国が示している対策とその問題点を考えてみよう

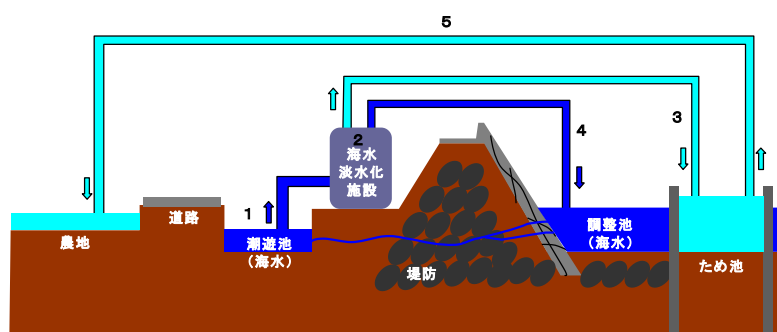
- ① 上の左図にあるように、調整池が海水になると、旧干拓地などの水路に塩水が流れ込まないように樋門を閉めなくてはなりません。そうすると、大雨の時に水が流せなくなります。
- ② そのため、国は、常時排水ポンプを設置しようとしています。常時排水ポンプは無降水の時に集まる水を前提とした検討であり、雨が降った場合、流しきれず住宅や農地への浸水範囲が広がります。その時には、樋門を開けなければなりません。昼夜を問わない中での樋門の操作はとて危険な操作です。



昭和57年7月23日の長崎大水害時の諫早市の様子（昭和57年7月24日午前10時）

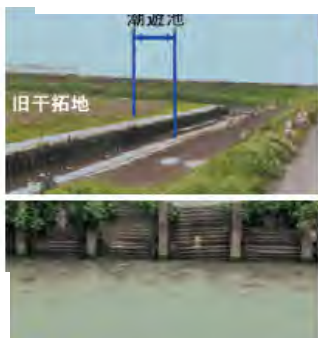
開門されれば、大雨が降るたびに、以前のように洪水におびえて生活しなければなりません。

(2) 農業用水への影響と対策の問題点



《海水淡水化の流れ》

- 1 潮遊池から塩水を取水
- 2 海水淡水化施設で真水と塩水に分離
- 3 真水をため池に溜める
- 4 濃縮塩水を調整池に捨てる
- 5 ため池から農地に通水



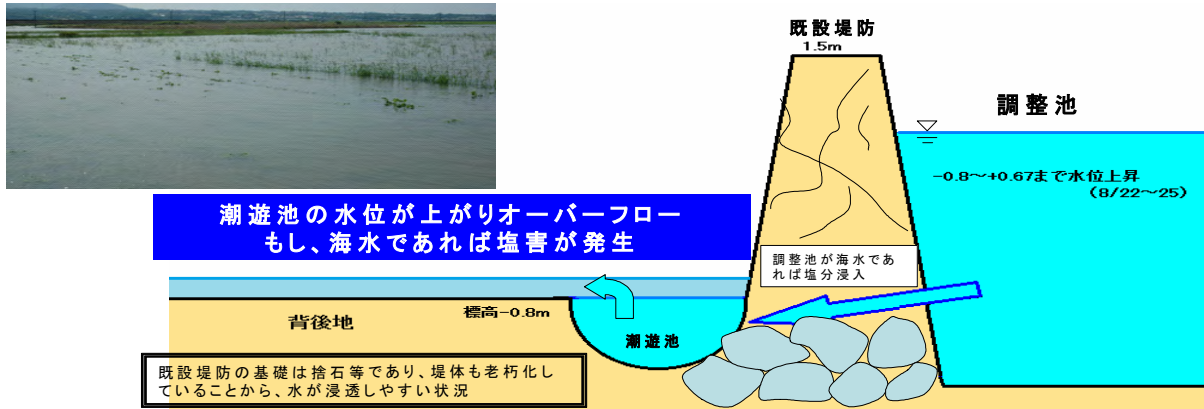
(参考) 海水淡水化施設 (福岡市)

調整池や潮遊池は水深が浅く濁っていて、海水淡水化に適しません。実際に、他地区では、取水地点の濁りがひどく、廃止された施設などがあります。それに、潮遊池に溜まった水は少なく、安定して水を確保できません。通常は、現地で実証実験等を行いますますが、それも行われていません。

- ① 調整池や潮遊池が塩水になると農業用水の水源がなくなります。
- ② そこで、国は、海水淡水化施設を造って農業用水を確保しようとしています。しかし、
- ③ また、国は、本明川や近傍中小河川、下水処理水、地下水などの他の水源も検討されています。しかし、本明川は渇水時には水がなく、安定的に取水ができません。近傍中小河川は、既得水利権があり、余剰水がなく取水は困難です。下水処理水は、窒素が高く、希釈しなければ使えませんが、希釈する水がないので使えません。地下水は、地盤沈下を助長する可能性が高く利用できません。このように、いずれの水源も代替水源として利用することは困難であることがわかっています。

(3) 塩害・潮風害対策と問題点

「塩害」



- ① 調整池が塩水になれば、旧堤防の亀裂等を通じて潮遊池も塩水化します。そうなれば、塩水が農地に浸透して作物を枯らす塩害が発生するおそれが高まります。
- ② 国は、常時排水ポンプを設置し、潮遊池の水位を今よりも 30 cm 低くすることを示していますが、潮遊池の水位を低くすれば、それだけ調整池から塩水が浸透しやすくなるため、一層塩害のおそれが高まります。また、降雨時に潮遊池の水位が上がり、農地に水が溢れれば、塩分混じりの湛水が生じ、作物が枯れてしまいます。

「潮風害」

- ① 台風や強風のときには、塩水が風に運ばれて農作物を枯らす潮風害も懸念されます（現状は、調整池が淡水であるため、そこが海域との緩衝帯となり、潮風害を防止・軽減しています。）。
- ② 国は、潮風害が懸念される場合は散水するとしていますが、国の基準では、4時間以内に散水しなければ間に合わないとされているところ、中央干拓地だけでも散水に3日間かかることがわかっており、潮風害を防止することはできません。

開門に伴う農業被害を防止するための対策は極めて不十分で、農業被害が発生することは明らかです。

(4) 漁業への影響と対策の問題点

- ① 環境アセスでは、開門すれば、諫早湾では今よりも濁りが顕著になり、諫早湾で養殖されているカキやアサリがへい死するおそれがあります。平成14年の短期開門調査でも、実際にアサリなどが死に、国は漁業補償を行っています。
- ② このため、国は、開門による漁業被害防止対策として、汚濁防止膜を設置する案を示していますが、実際には、短期開門調査のときも、汚濁防止膜は設置されており、それでも被害は防止できませんでした。

開門に伴う漁業被害を防止するための対策は極めて不十分で、漁業被害が発生することは明らかです。

3. 開門の必要性について

新たな科学的知見

有明海環境変化の要因はさまざま、潮受堤防締切の影響は、有明海全体には及ばないことがわかってきています。

1 環境省の調査結果


有明海環境悪化の要因とされてきた潮汐振幅(潮の満ち引きの程度)の減少は、月の18.6年周期の引力の変化によるもので、潮受堤防締切の影響は小さい。

2 独立行政法人 西海区水産研究所の調査結果

魚介類の生息に悪影響を与える貧酸素(海水中の酸素が少なくなる現象)を調べた結果、有明海の湾奥部と諫早湾とは同時期に別々に発生している。

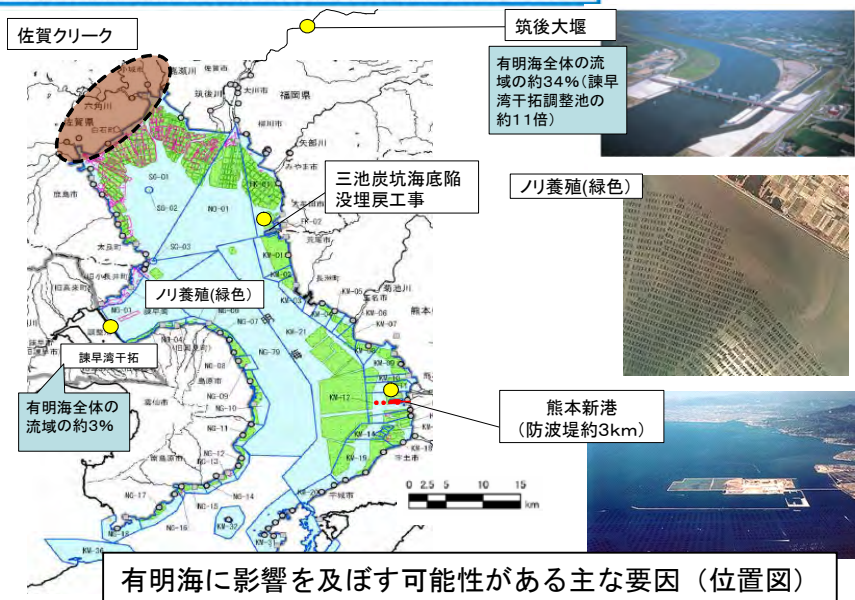
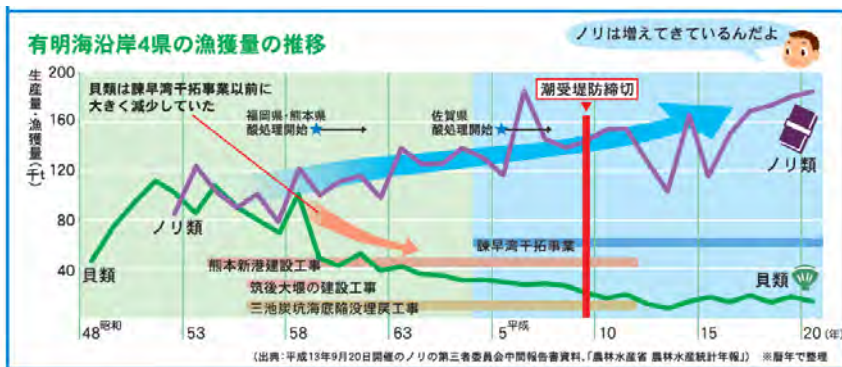
3 NPO法人 有明海再生機構(佐賀県)の報告

有明海の湾奥部の潮流変化は、佐賀平野の干拓など、有明海の湾奥部における地形変化の影響が最も大きく、潮受堤防締切の影響はほとんどみられない。

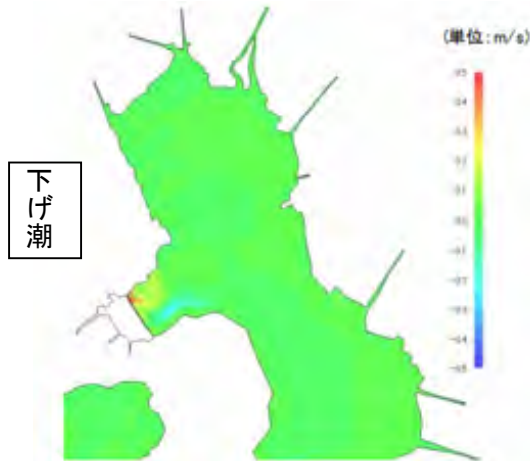


■ 干拓
■ 1980年代までに行われた有明海の干拓地

- ① 国や大学などの調査や研究では、潮受堤防締切りの影響は有明海には及んでいないことがわかってきています。
- ② 漁獲量の推移を見てみると、ノリの生産量は概ね増加傾向になっています。一方、貝類は、諫早湾干拓事業が始まる前から大きく減っていて、その時期は、他県で行われていた他の大型公共事業やノリの酸処理開始時期と重なっていることからすれば、締切り以外の影響が大きいことがわかります。

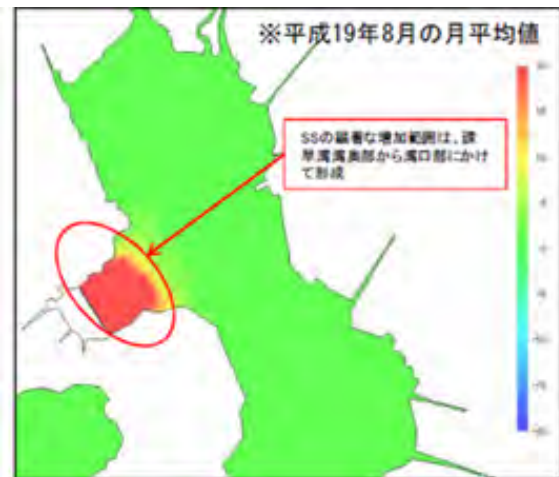


潮流への影響



全開門した場合、排水門近傍で最大4～5m/s程度の流速。下げ潮で、島原半島に沿う流れが速くなるが、その他の有明海に影響なし。

水質（濁り）への影響



※緑：変化なし、赤：増加、青：減少

- ③ 環境アセスによれば、開門しても、潮流や水質等の影響は、有明海全体には及ばない一方、諫早湾では、著しく濁りが増加することが示されています。

開門しても、有明海の漁場環境を改善する可能性は低いうえ、そもそも、有明海の漁獲量の減少は、諫早湾干拓事業ではなく、その他の要因が大きいと考えられます。

4. 開門を巡る経緯

○平成22年12月 6日 福岡高裁控訴審において開門判決

【判決趣旨】判決確定の日から3年以内に、防災上やむを得ない場合を除き、排水門を開放し、5年間継続せよ。

○平成22年12月15日 菅元総理が地元要請を無視し上告断念を表明

【本県・諫早市・雲仙市からの質問状に対する菅元総理の回答の内容】
・長年にわたる諍いに終止符を打ち、解決の方向性を早急に提示することが内閣の責務。
・高裁判決を重く受け止め、有明海再生を目指す観点から総合的に判断し、上告しないことを決定。
・現在実施している環境アセスの結果を踏まえて、防災・営農・漁業への環境に十分配慮し、政府一体となって万全の事前対策を講じ、誠意をもって取り組んでいく。

○平成22年12月20日 上告期限の経過により判決確定

○平成23年 6月10日 環境アセス素案公表

【結果内容】

・開門すれば、地元の防災・農業・漁業・環境面に基大な影響被害が生じることが明らかになった。
・開門しても、その影響はほぼ諫早湾内に止まり、有明海の漁場環境改善につながる具体的効果がないこと、つまり、開門の意義が認められないことが明らかになった。

○平成23年 6月27日 小長井大浦長崎地裁判決(開門請求棄却)

【判決内容】諫早湾干拓事業が防災効果や営農効果を発揮していること、また、事業に当たって漁業補償が行われていること認め、開門請求を棄却

【仮処分決定のポイント】

- ・ 排水門の開門を命じた福岡高裁確定判決では認められなかった開門により地元への甚大な被害が発生することを認定
- ・ 国が示す事前対策は、その実現性や効果があるとは認められないと認定
- ・ 一方、開門による諫早湾及び有明海の漁場環境改善の可能性は低く、さらに、開門してもその影響を抽出することは困難であり、開門して調査することの必要性も高くないと認定
- ・ 結果として、開門による甚大な被害と開門の公共性、公益性について比較検討すれば、開門による甚大な被害が優先するとして、排水門の開放差止めを認める

5. まとめ

- ① 国が行ったアセスでは、開門しても潮流や水質などの変化は有明海全体には及ばない一方、地元の防災、農業、漁業、環境面に重大な影響や被害が生じることが科学的に明らかになっています。
- ② 国が方針を示している調整池の水位を現在と同じ管理水位で行う開門であったとしても、約300億円もの巨費が必要とされていますが、開門による被害を防ぐための対策は万全ではなく、ようやく安心して暮らせるようになった住民、これまで頑張ってきた農業、漁業者の生活がおびやかされることとなります。
- ③ 有明海再生を目指すために開門する根拠そのものが失われていることや、その対策が不十分である中、長崎県としては、地元の方々の安全・安心や生活の基盤を守ることは県の責務であるとの立場から、国に開門方針を見直し、開門に必要な巨費を真の有明海再生に投じるよう求めています。